

台湾家事事件法の改正について

何 佳 芳*

I はじめに

2012年6月1日に、台湾において「家事事件法」が施行された。これまでの家事事件手続は、一部は民事訴訟法（例えば、婚姻訴訟事件、親子訴訟事件など）に、他は非訟事件法（例えば、子の氏の変更事件、不在者財産管理人選任事件など）において規定されていた。このように審理に関する法規が異なる法典の中に散在すると、相互に関連性のある家事事件でも、異なる裁判官が異なる手続で審理するようになりがちであり、いたずらに資源を浪費し、ひいては判決が互いに矛盾するといった状況になりかねない。よって、婚姻や親子関係に関する家事訴訟手続と家事非訟手続を家事事件法にて統合し、法律の併合によって家族をめぐる紛争や相関する他の家事事件をより適正に、より迅速に解決並びに包括処理できるよう取り計らうとともに、子の利益の最大化及び家庭の円満化を図ることを目的として、家事事件法は制定された。同法は、全200条から構成され、「総則」、「調停手続」、「家事訴訟手続」、「家事非訟手続」、「履行の確保及び執行」、「附則」等六編によって規定されている。同法は弱者保護に配慮し、ソーシャルワーカーの立会い、手続監護人、家事調査官、手続の併合、仮処分制度、履行の確保、子の引渡し及び子との面会交流の強制執行等の新たな制度を創設した。

本稿では台湾家事事件法の改正について、家事事件法の特徴及び内容を

* か・かほう 東呉大学法学院助理教授

改正新法に基づいて紹介する。

II 改正新法

一、家事事件の特徴

家事事件とは、一定の親族関係にある人に、共同生活、血縁関係、相続などをめぐる紛争が発生したときの、当事者間の関係、感情のもつれ、未成年子の養育の権利義務などを指す。これらの問題は司法手続き終了後も未解決のことが多い。ゆえに家事事件は一般の財産訴訟とは性質を異にしており、裁判所で取り扱う場合には、当事者間の争いに決着をつけるだけでなく、当事者及びその未成年子女の間の長期的な関係の調整を重視し、専門性の高い社会的資源の助けを借りて、適正迅速の理念に基づき、包括的に解決を図る必要がある。

二、立法の目的（必要性）

2012年1月11日に公表された「家事事件法総説明」によると、司法院は、家事事件の特徴に鑑みて、憲法が保障する国民の基本的な人権を貫徹し、人としての尊厳を維持し、性別間における実質的な地位の平等を保障し、手続き的経済を促進し、関係者の実体利益と手続き的利益を保護し、未成年子及び老人を含めた家庭の全構成員の利益の最大化を図るため、同時に市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第23.4条：「この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。」及び第24.1条：「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。」に呼応し、家事事件法を制定した。

家事事件法には、まず、現行民事訴訟法における「人事訴訟手続編」と非訟事件法における「家事非訟事件章」が組み入れられた。さらに、同法は、実務における将来発生すると思われるニーズ及び各界の期待にも配慮して、ソーシャルワーカーの立会い、手続監護人、家事調査官、手続の併合、仮処分制度、履行の確保、子の引渡し及び子との面会交流の強制執行などを創設して、家事紛争の根本的解決を図り、地域共同体の健全化、国家発展の基礎固めを推進するものである。

三、家事事件の分類

家事事件法3条によって、家事事件は、甲、乙、丙、丁、戊の5類型に分かれている。このうち、甲類、乙類、丙類は「家事訴訟事件」と呼ばれ、家事事件法37条によって、家事訴訟手続の適用対象となる。また、丁類と戊類事件は「家事非訟事件」と呼ばれ、家事事件法74条によって、家事非訟手続の適用対象となる。

分類の基準は、以下の3つである：

- (1) 争訟性の有無
- (2) 当事者或いは関係者が有する手続きに対する処分権の範囲
- (3) 裁判所の職権・裁量権による介入の必要性

この5類型の事件とその分類基準を合わせて、以下の表で表す。

表の左から争訟性が高く、右に行くにつれ争訟性が段々下がっていくことになる。

続いて、争訟性がある甲類、乙類、丙類の三つの事件において、表の左にある甲類事件は、表の右にある丙類事件より、裁判所の職権・裁量権による介入の必要性が強いため、当事者が有する手続きに対する処分権の範囲が狭くなる。そして、家事非訟事件である丁類と戊類事件について、表の左にある丁類事件は、表の右にある戊類事件と比べると、丁類事件は当事者が有する手続処分権が少ないので、裁判所の職権・裁量権による介入の必要性がより強い。

争訟性	有 -----▶ 争訟性の有無 -----▶ 無				
事件 類型	甲類事件 §3I	乙類事件 §3II	丙類事件 §3III	丁類事件 §3IV	戊類事件 §3V
当事者の手 続処分権	無 ◀----- 有			無 ◀----- 有	
裁判所の職 権・裁量権	強 -----▶ 弱			強 -----▶ 弱	
	「家事訴訟手続」を適用 §37			「家事非訟手続」を 適用 §74	

Ⅲ 新法の内容及び概観

家事事件法は全文200箇条, 「総則」, 「調停手続」, 「家事訴訟手続」, 「家事非訟手続」, 「履行の確保及び執行」, 「附則」等六編に分けて規定されている。以下に各編の要旨を述べる :

【第一編 総則 (§1~§22)】

(一) 基本原則

1. 立法の目的

この法律の制定は, 家事事件を適正に, 専門的に, 包括的に処理し, 人としての尊厳を維持し, 性別間における実質的な地位の平等を保障し, 未成年子の利益の最大化を図り, 社会における共同生活を健全化することを目的にしている。(第1条)

2. 裁判の専門化

家事事件は, 少年及び家事裁判所, 又は地方裁判所家事法廷がこれを取り扱い, 少年及び家事裁判所で家事事件を取り扱う裁判官は, 相関する学識, 経験及び熱意を備えた者を選定して担当させること, とされる。(第2条, 第8条)

（二）訴訟の非訟化－非訟法理の採用

1. 手続の非公開

家庭の構成員のプライバシーと名誉を守り、真実を発見して家庭制度を尊重するために、家事事件の処理手続きは、特に規定された状況の場合を除き、非公開法廷にて執り行うものとされる。（第9条）

2. 職権で事実及び証拠の調査

家事事件の多くは身分関係と公益の双方に関係している。審理の過程において、裁判所の判決を事実と符合させるため、並びに判決の効力が及ぶ利害関係のある第三者を保護するため、家事事件を包括的に取り扱い、職権探知主義を採用し、法律に別途規定されている場合を除き、裁判所は個別の案件の具体状況に応じ、当事者が提出していない事実までに配慮し、職権により証拠調査を実施する。（第10条）

（三）弱者の保護

1. ソーシャルワーカー立会い

未成年子が家事訴訟又は非訟手続きにおいて、願望を述べたり意見を陳述したりする場合、或いは保護令事件において出廷して証言する場合には、情緒をなだめて安定させてすみやかに陳述を得るため、案件ごとの状況に鑑みて、裁判所がソーシャルワーカー又は適切な専門家の立会いの下に未成年子に出廷するよう求めることを、家事事件法は規定する。また、未成年、立会人のプライバシー及び安全を確保するため、裁判所は適切かつ必要な措置をとらなければならない（たとえば、その氏名や住所を伏せる、あるいは安全に出廷できる環境を整える措置をとるなど）。（第11条）

2. 手続監護人

手続的経済を促進し、関係者の実体利益と手続的的利益を保護するため、家事事件の手続きの中に手続き監護人の制度を設け、手続き監護人の選任、資格取り消し・変更及び権利の制限などの規定を制定する。手続き監護人が当事者に代わり手続き行為を行ってその利益を保護するとともに、当事者と裁判所間の連絡の架け橋となり、裁判所がより適正的に・

迅速的に家事事件を処理できるように協力する。(第15条, 第16条)

3. 家事調査官

家事紛争の背後に隠された真の問題点を理解し, 裁判所による事実関係の明確化を助け, 家庭の紛争を円満に解決するため, 少年事件処理法の少年調査官の制に倣って, 家事調査官の制を設ける。家事調査官は裁判官の命令を受け, ソーシャルワーカーとしての学識, 又は教育や心理などの知識をもって, 特定の事項を調査し, 並びに裁判官による家事事件分析に必要とされる専門分野で協力し, 社会資源の導入による家事事件の適正な処理を促進する。(第18条, 第21条)

【第二編 調停手続 (§23～ §36)】

(一) 強制調停-調停前置手続

家庭の構成員間における紛争を全面的に解決するため, 法律に別途規定されている場合を除き, 法律関係の性質, 当事者の願望又は他の状況により, 調停不能, 調停不可能, 調停の必要なし又は実益なしの場合を除き, 家事事件裁判の前に, 調停手続を経て当事者が紛争を自主解決し, 身分関係及び財産関係の立て直し又は調整ができるよう取り計らう。すなわち, 調停前置手続を定め, 紛争解決の代替機能をもつ制度を構築する。(第23条)

(二) 調停の効力

家事事件の包括処理, 当事者間の紛争の円満解決, 家庭の構成員全体の利益の追求という立法の趣旨に基づき, 家事事件の性質が, 当事者が処分又は形成に合意できる法律関係に属する場合, 当事者が調停の成立に合意したときには, 原則的に確定後の判決と同じ効力をもつ。(第30条)

(三) 調停委員の資格等

家事事件の調停は財産訴訟事件の調停とは異なる。調停手続の推進, 資源の導入, 調停委員の倫理規定など, すべては財産訴訟事件とは異なっており, 家事事件の調停制度を適正に運用し, 訴訟外紛争解決制度の機能

を發揮させ、家庭を立て直して家庭の構成員の関係を調整できるよう、調停委員の資格、任命、審査、訓練、解任及び報酬等に関する事項は、全体の企画を含めて司法院が定めるものとする。（第32条）

【第三編 家事訴訟手続（§37～§73）】

以下の四章に分かれる：第一章「通則」、第二章「婚姻事件手続」、第三章「親子関係事件手続」、第四章「相続訴訟事件」

（一）関連請求の併合

家事事件における包括処理の必要性に鑑みて、訴訟の類型分化または請求権の差異により、当事者が複数の訴えを起こさなければならなくなることで、当事者に不本意な出費や判決の矛盾がもたらされないようにするため、婚姻又は親子関係の訴えの併合、或いは併合事件の審理裁判、上訴に関する規定を定める。（第41条～第43条）

（二）家事訴訟事件の範囲

家事訴訟事件とは、婚姻事件、親子関係事件及び相続事件を含む。家事事件法では、第三編の第二章から第六章まで、各事件の管轄や手続等を定める。（第52条～第73条）

（三）国際裁判管轄権

涉外婚姻及び国際養子縁組などの需要に応じて、国際裁判管轄ルールを明文化する。（第53条；第69条、第98条によって、親子関係事件及び婚姻非訟事件について準用する）

【第四編 家事非訟手続（§74～§185）】

以下の十三章に分かれる：第一章「通則」、第二章「婚姻非訟事件」、第三章「親子非訟事件」、第四章「養子縁組に関する事件」、第五章「未成年後見に関する事件」、第六章「親族間の扶養に関する事件」、第七章「相続事件」、第八章「不在者の財産の管理に関する事件」、第九章「死亡宣告に関する事件」、第十章「成年後見に関する事件」、第十一章「保佐に関する

事件」, 第十二章「親族会議に関する事件」, 第十三章「保護措置事件」

(一) 手続の併合

関係者間で相互に訴えあうことを避け、手続きの経済に符合させるため、第41条併合審理の規定に照らし、同一の事実を原因とする家事非訟事件について、請求を併合すること、並びに終結前に請求を変更・追加すること若しくは反請求をすることができるものと規定する。(第79条)

(二) 仮処分制度

本案件の請求が手続き上の遅れのために回復不可能となるような損失が発生するなど、本案件の判決が確定する前の緊急状況に備え、仮処分制度を設ける。裁判所は実務処理の必要性があれば、請求又は職権により中間決定的な性質をもつ命令を発することができる。(第85条～第91条)

(三) 家事非訟事件の範囲

家事非訟事件とは、婚姻、親子、死亡宣告、未成年後見、養子縁組及び相続事件などを含む。家事事件法では、第四編の第二章から第十三章まで、各事件の管轄や手続等を定める。(第98条～第185条)

(四) 給付の訴えに関する給付の方法は主張に拘束されない

家事非訟事件は、往々にして将来の展望に影響を及ぼしがちである。裁判所は関係者の将来における生活の展望に配慮し、職権又は裁量により最も適正な処理を行わなければならない。よって、婚姻、親子事件及び扶養費を決定する事件では、費用請求にともなう給付の方法については、裁判所は請求者の主張に拘束されることなく、これを斟酌しつつ、関係者間における複数の費用紛争の一括解決を図るよう規定する。(第100条、第107条第2項による準用)

(五) 関係者の手続保障を図るための参加制度など

家事非訟事件は、関係者、未成年子女の身分又は権利利益など、重大な事柄に及びやすい。関係者や未成年子女が裁判や調停の過程に参加できる機会を確保することで憲法第16条における国民の訴訟権の保障を実行するために、関係者の参加、意見の陳述、未成年子の願望表明及び意見の陳述

などの権利保障の規定を定める。（第77条，第84条，第83条第四項，第88条第2項，第90条第2項，第91条第4項，第95条，第102条第2項，第106条第2項，第118条，第174第2項）

(六) 未成年子の意思の把握

裁判所が未成年子の真の願望を十分に把握できるようにするため，未成年子が願望を述べたり意見を陳述したりする必要がある場合には，児童及び少年カウンセラー又は他の専門家に協力を要請するよう規定する。（第108条）

(七) 成年後見・保佐及び死亡宣告に関する事件の非訟化

成年後見宣告，保佐宣告又は死亡宣告を請求する事件は，本質的に対立性がなく，対立する当事者もなく，口頭弁論の手続きも必要ないことから，性質のうえでは非訟事件に属し，且つこの種の事件は迅速な処理を必要とすることから，非訟手続によって処理する必要がある。家事事件法では，性質の近い死亡宣告事件とともに非訟事件として取り扱い，家事非訟事件の手続きに含める。（第154条～第180条）

【第五編 履行の確保及び執行（§186～§195）】

以下の三章に分かれる：第一章「通則（履行の勧告）」，第二章「扶養料或いはその他の費用の強制執行」，第三章「子の引渡し及び子との面会交流の強制執行」

(一) 履行の勧告に関する制度の創設

債権者が債務名義を取得した後，法により強制執行を申し立てるに当たり，強制執行の過程において，債権者と債務者の関係が緊張化したり，未成年子や家族の他の構成員の心身の健康及び安全に影響を与えがちである。未成年子及び家庭の構成員の利益を最大化し，債権者と債務者の間の情緒的対立をやわらげるため，家事事件法では履行の勧告制度を設ける。債権者は裁判所が債務者に対し債務履行を勧告するよう申し立てると，裁判所がとるべき勧告措置，勧告無効の措置などの規定を定めることによ

り、強制執行前に裁判所が債権者に協力して債務者が自発的に債務を履行するよう勧告し、ひいては債権者及び未成年子の権利利益を保護する。(第187条と第188条)

(二) 子の引渡し及び子との面会交流の強制執行

子の引き渡し及び面会交流の強制執行は、家族の中での親としてのわきまえ及び複雑な感情のもつれ、子の願望、健康、安全または人格といった要素に関係し、往々にして長期における親子関係に影響を及ぼすことから、一過性の特性をもつ一般の財産事件の執行とは異なる。よって、子の引渡し及び子との面会交流の強制執行は、『通則』の章の勧告措置を利用し、間接強制又は直接強制によって執行するときには、注意すべき事項等の規定を用いて注意を促し、適正に執行する。(第194条と第195条)

【第六編 附則 (§196～§200)】

家事事件法の施行後、遵守しやすいように、裁判所は係属中の家事事件が適用すべき手続き、期間の計算、保全手続及び救済手続きの管轄などに関する新法、旧法の適用規定を明確化する。このほか、家事事件審理手続きの詳細規定及びこの法律の執行に当たって併用すべき措置については、司法院がこれを定め、迅速・適正に運用できるようにする(家事事件審理手続き及び家事事件法の執行に関する法律について、「付表 家事事件法の施行に伴う関係法律の整備」を参照)。また、この法律は新たに制定された法律であり、その施行日もまた、司法院が実情に鑑みて別途これを定めるものとする¹⁾。(第196条～第200条)

IV おわりに

このたびの家事事件法の立法化は、台湾の家事審判に関する実務界や学

1) 中華民國101年2月29日院台廳少家二字第1010005509号司法院令によって、本法は2012年6月1日から施行する。司法院公報第54卷第4期2012年4月参照。

台湾家事事件法の改正について（何）

術界にとって非常に意義深いものである。新法は2012年6月に施行され、関連法規の適用と認定は今後の判例の積み重ねと学界での議論を待っている状態である。さらに家事事件に関する研究は広範囲に及び、各方面における深い議論と探求が待たれる。

付表 家事事件法の施行に伴う関係法律の整備

	法規名称	進度
一	法律の整備	
1	少年及び家事裁判所組織法（部分条文修正草案）	2012年3月20日司法院の院会によって通過，これから立法院の審議へ送る
2	民事訴訟法（部分条文修正草案）	同上
3	民事訴訟法施行法（部分条文修正草案）	同上
4	非訟事件法（部分条文修正草案）	同上
二	手続に関する規則の整備	
1	家事事件法審理細則	2012年5月28日公布，2012年6月1日施行。
2	家事事件法施行細則	2012年5月11日公布，2012年6月1日施行。
3	暫時處分類型及び種類	2012年5月17日公布，2012年6月1日施行。
4	各級裁判所辦理家事事件遠距訊問作業方法	2012年4月23日公布，2012年6月1日施行。
5	家事事件卷宗滅失事件處理方法	未完成
6	保護令の申立及び聯繫作業要点	2012年4月9日修正，2012年6月1日施行。
7	裁判所適用郷鎮市調停條例應行注意事項	2008年8月15日修正
8	家事事件閱卷規則	未完成
9	家事事件文書傳真及び電子傳送作業方法	2012年4月25日公布，2012年6月1日施行。
10	家事事件に非弁護士者を訴訟代理人とすることに關する許可の準則	未完成

台湾家事事件法の改正について（何）

11	訴訟当事人の在途期間の標準	1980年10月28日公布，2012年8月28日修正，2012年6月1日施行。
12	家庭暴力事件に注意すべき事項	1999年6月17日公布，2012年4月24日修正，2012年6月1日施行。
13	民事訴訟法における附帯請求部分 が施行後に注意すべき事項	2000年4月公布。
14	地方裁判所民事執行處併案調卷 及び囑託執行の参考要点	2005年3月31日公布，2012年8月6日修正。
15	民刑訴訟及び非訟事件当事人或 いは利害関係者が財物を領取に 関する須知	1955年10月22日公布，1972年11月10日修正
三	専門家の選任	
1	裁判所に家事調停委員を設置する 方法（調委の日，旅費及び報酬 を含む）	2012年5月2日頒布，2012年6月1日施行。
2	程序監理人の選任及び報酬方法	2012年5月8日公布，2012年6月1日施行。
四	書類，例文の増加及び修正	
1	家事事件に関する書類の規則	2012年4月17日公布，2012年6月1日施行。
2	現行申立書の修正，新增	已完成
3	案號字別修正	已完成
五	費用，報酬の納付・支払い	
1	家事事件に関する証人・鑑定人 の日費，旅費及び鑑定人の支払 い基準	未完成
2	訴訟事件多元化に関する納費作 業の注意事項	2007年10月19日公布，2012年5月30日修正・施行。
六	その他	
1	地方裁判所家事調停委員の表揚 に関する実施要点	2009年11月3日頒布，2012年5月3日修正，2012年6月1日生效。

2	少年及び家事裁判所處務規程	2012年 5 月 24 日公布, 2012年 6 月 1 日施行。
3	編號計數及び分案報結に関する 実施要点	2012年 5 月 31 日公布, 2012年 6 月 1 日施行。
4	家事裁判所の審理期限に関する 実施要点	2012年 5 月 31 日公布, 2012年 6 月 1 日施行。